

株 主 各 位

東京都墨田区両国二丁目10番14号

株式会社ルネサンス

代表取締役社長執行役員 吉田正昭

第34回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第34回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、平成28年6月22日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」（4ページ及び5ページ）をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成28年6月23日（木曜日）午前10時
（午前9時に開場いたします。
開会間際は大変混雑いたしますので、
お早めにお越しください。）
2. 場 所 東京都墨田区両国二丁目10番14号 両国シティコア
当社 3階会議室
（末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第34期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人
及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第34期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 当社は、法令及び定款第14条の規定に基づき、以下の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.s-renaissance.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載したもののほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表を含んでおります。
- (2) 同一の株主様が書面及びインターネットによる方法の双方により議決権行使を行った場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱いたします。なお、同一の株主様が複数回インターネットによる議決権行使を行った場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたします。
- (3) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。その際、会場受付にご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明できる書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (4) 各議案に対し賛否（または棄権）のご表示が無い場合は賛成の表示があったものとして取り扱いたします。
- (5) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.s-renaissance.co.jp>) に掲載させていただきます。

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書用紙）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使ウェブサイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。）
※「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーを利用されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成28年6月22日（水曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使ウェブサイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って

賛否をご入力ください。

- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

《お問い合わせ先について》

インターネットによる議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料）

以上

【添付書類】

事業報告

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢の改善を背景に緩やかな回復基調が続きましたが、中国を始めとするアジアの新興国や資源国等の景気下振れにより、海外経済の不確実性が高まったことで、株式市場や為替相場が大きく変動する等、先行き不透明な状況で推移しました。

フィットネス業界においては、国民一人ひとりの運動意欲や健康増進意識の高まりとともに、顧客ニーズに特化した新たな小型業態の導入等、活発な動きが続きました。また、10月にスポーツ庁が発足し、オリンピック・パラリンピックを始めとする国際競技大会に向けた選手強化やスポーツの普及による健康増進といった、国のスポーツ施策が一元的に推進される体制となったことで、国内におけるスポーツ振興の更なる進展が期待されるとともに、当業界への注目も高まっております。

そのような中、当社グループでは、「わたしたちルネサンスは『生きがい創造企業』としてお客様に健康で快適なライフスタイルを提案します。」の企業理念の下、『「顧客感動満足』、『従業員感動満足』の実現」に向け、以下の①～③に重点的に取り組んでまいりました。

- ① スポーツクラブ事業の収益性の強化
- ② 新しい成長の柱を増やす
- ③ 持続的成長を可能とするヒトと組織づくり

① スポーツクラブ事業の収益性の強化

スポーツクラブ事業においては、「ルネサンスに関わる多くの方を幸せにする」ことを目指した運営をしてまいりました。

当連結会計年度の当社スポーツクラブの在籍会員数は順調に増加し、397,295名と過去最高を更新しました。なお、既存クラブ（新規出店や閉店等を除く、同一条件での比較が可能なクラブ）の在籍会員数は前年同期に比べ2.7%増となりました。

スイミングスクールについては、在籍会員数が前連結会計年度比4.6%増となり、10月には初めて10万名を超えました。また、前連結会計年度に立ち上げた競泳選手育成の専門部署を中心に、競泳コーチ育成も含めて積極的に取り組んだ結果、2,800名余りの競泳選手が育成されました。トップ集団の強化選手からは、持田早智選手（16歳：ルネサンス幕張）と池江璃花子選手（15歳：ルネサンス亀戸）が、7月から8月にかけてロシアで開催された「第16回世界水泳選手権大会」に日本代表として出場しました。

なお、平成28年4月に開催された「第92回日本選手権水泳競技大会 兼 第31回リオデジャネイロオリンピック競技大会代表選手選考会」に、当社所属の強化選手8名が出場し、持田選手と池江選手がメダルを獲得する活躍を見せ、第31回リオデジャネイロオリンピック競技大会の日本代表に選考されるとともに、

当社のスクール会員の大きな目標になっております。

また、当社では、一般成人の競泳への参加にも積極的に取り組んでおり、一般社団法人日本マスターズ水泳協会に約4,000名が登録しております。なお、2月に開催された「FIAマスターズスイミング選手権大会2016」では、重田正美氏（80歳：ルネサンス佐倉）が世界記録を樹立しました。

新プログラムについては、7月に、性別、年齢を問わず誰もが参加できる下半身筋力アップトレーニング「adidas gym&run」を、また、10月には、初心者や運動不足の方でも安心して参加でき、より効果を感じられる「カラダ改善シリーズ」を、それぞれ導入しました。

その他、国内におけるスポーツ振興の更なる進展が期待される中、12月には、「東京都オリンピック・パラリンピック準備局」より、社員のスポーツ活動を推進する取り組みやスポーツ分野における社会貢献活動を実施している企業等として「東京都スポーツ推進企業」の認定を受けました。

施設の状況については、新規クラブとして、10月にルネサンス稲毛（千葉市稲毛区）をオープンしました。また、6月より、総合スポーツリゾート施設の運営とともに、地域資源を利用したヘルスツーリズム事業への取り組みと新たなヘルスケア産業の創出の場として、リゾートスポーツプラザルネサンス棚倉（福島県東白川郡）の業務受託運営を開始しました。

一方、賃貸借契約の満了に伴い、12月末にルネサンス住道

(大阪府大東市) を閉店しました。その結果、当連結会計年度末のスポーツクラブ施設数は、直営95クラブ、業務受託12施設の計107施設となりました。

また、既存クラブの改装及び設備更新を14クラブで実施し、施設環境の整備と魅力度の向上に努めました。

なお、ルネサンス福岡大橋（福岡市南区）については、施設の経年劣化を受けて、平成29年夏のリニューアルオープンに向けて施設の建て替え工事に着手し、工事期間中は近隣の仮店舗でトレーニングジム及びスタジオの営業を継続しております。

連結子会社のRENAISSANCE VIETNAM INC. は、10月に、ベトナムでは2クラブ目となるルネサンス イオンモール ロンビエン（ハノイ市）をオープンしました。同クラブは、室内温水プール、トレーニングジム、スタジオ、サウナ、温浴施設等を完備した、ベトナム最大規模の総合スポーツクラブであり、日本で培ったジュニアスイミングスクールを本格展開しております。

② 新しい成長の柱を増やす

当社は、「成長が期待される市場で、将来の収益の柱を事業として確立する」ことを目指し、新業態の開発、国・地方自治体や他業界の企業との協業等、新しい成長の柱を増やす取り組みを推進しております。

新業態施設については、フィットネス初心者でも安心して参加できる、幅広い年齢層を対象としたフィットネス スタジオ「Burnista（バニスタ）」を開発し、6月に「バニスタ千歳船

橋」(東京都世田谷区)、11月に「バニスタ梅ヶ丘」(東京都世田谷区)の2施設をオープンしました。その結果、当連結会計年度末の新業態施設数は、計12施設となりました。

介護認定者を対象としたリハビリと運動に特化したデイサービス「元氣ジム」については、5月に「元氣ジム光が丘」(東京都練馬区)、10月に「元氣ジム蕨」(埼玉県蕨市)の2施設を開設し、リハビリ施設数は、計13施設となりました。

また、健康寿命の延伸に取り組む国や地方自治体の各種施策との連携による健康関連事業等にも参画しております。その他にも、「健康」をキーワードとした他業界の企業との業務提携についても積極的に行い、新たな価値創造に向けた商品開発を検討しております。なお、主な事業・案件は以下のとおりです。

事業・案件	連携先等
健康づくりに関する事業	株式会社NTTドコモ
	株式会社生命科学インスティテュート
	株式会社ローソン
生涯活躍のまちづくり (日本版CCRC)	株式会社コミュニティネット
健康経営会議2015	NPO法人健康経営研究会
世界睡眠会議	ライオン株式会社、昭和西川株式会社、ダイキン工業株式会社

③ 持続的成長を可能とするヒトと組織づくり

当社は、「企業の持続的な発展と成長を目指して、企業価値を向上させていくという方針を実現するために、より健全かつ

効率的な経営を可能にする仕組みづくりを進めていくことが当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方であり、最も重要な経営課題のひとつと位置づけており、ステークホルダーの信頼を一層高めるべく、透明度の高い迅速な業務執行に努め、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その改善に継続的に取り組む。」ことをコーポレートガバナンスの基本方針としております。

この方針の下、当連結会計年度においては、6月に東京証券取引所が制定した「コーポレートガバナンス・コード」に沿って、当社のコーポレートガバナンスの更なる充実を図るため、11月に「コーポレートガバナンスガイドライン」を制定しました。

このガイドラインに基づき、コーポレートガバナンスを実践・強化し、ステークホルダーとの対話を通じて、中長期的な企業価値及び株主価値の最大化に努めます。

また、当社は、事業の複合化・グローバル化に対応しながら、従業員の成長を促し、組織を活性化して、持続的に成長するための取り組みを推進しております。具体的には、「ダイバーシティ推進チーム」による女性の活躍推進等の施策や、全国の当社スポーツクラブで働く従業員のスキルを競う「ルネサンスベストスタッフコンテスト」の実施等、積極的に従業員の「生きがい創造」に取り組みました。

その成果の一つとして、Great Place to Work® Institute Japanが世界共通の基準で行う従業員の意識調査「働きがいのある会社」ランキングの大規模部門（従業員1,000名以上）に4年連続でランクインしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は434億80百万円（前連結会計年度比3.4%増）、営業利益は31億86百万円（同16.1%増）、経常利益は29億32百万円（同11.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は15億32百万円（同6.0%増）となり、過去最高益を更新しました。

なお、当社グループの報告セグメントは「スポーツクラブ運営事業」のみであるため、セグメントごとの業績については記載しておりません。

（２）設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、31億26百万円となりました。これは国内外の新規出店投資及び国内の既存クラブ改修投資等によるものです。なお、設備投資の中には新規出店に伴い賃貸人に差し入れた敷金及び保証金63百万円が含まれます。

（３）資金調達の状況

当連結会計年度の国内外の新規出店投資及び国内の既存クラブ改修投資等に伴う資金については、自己資金及び金融機関からの借入金にて充当しました。

なお、当社は、機動的かつ安定的な資金調達を目的として、総額18億円のシンジケートローン方式によるコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末において当該契約に基づく実行残高はありません。

（４）重要な組織再編等

該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	平成24年度 第31期	平成25年度 第32期	平成26年度 第33期	平成27年度 第34期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	38,637,136	40,660,910	42,031,806	43,480,482
経常利益 (千円)	2,000,687	2,202,464	2,636,960	2,932,385
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	—	—	1,446,345	1,532,978
当期純利益 (千円)	1,020,670	1,020,903	—	—
1株当たり 当期純利益 (円)	47.74	47.75	72.32	102.74
総資産 (千円)	27,042,156	28,552,947	29,099,847	30,665,320
純資産 (千円)	10,176,456	10,983,976	6,617,308	7,720,594

(注1) 第33期より連結計算書類を作成しておりますので、第32期以前については、当社単体の数値を記載しております。

(注2) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式総数により算定しております。

(6) 対処すべき課題

少子化に伴う就業人口の減少、超高齢社会における社会保障費の増大等、人口動態の急激な変化に伴う社会不安が、先進諸国に先駆けて大きな課題となっております。一方、国民の健康意識の高まりとともに、スポーツ庁の発足を背景とした国のスポーツ施策の推進等により、当社を取り巻く事業環境は、大き

く変化しております。当社は、この環境変化を新たなビジネスチャンスとして捉えており、当社の事業を通じて、健康寿命の延伸に向けた様々な社会的課題の解決に取り組み、一億総活躍社会の実現への一翼を担ってまいります。

スポーツクラブ事業については、地域特性に応じた個店マーケティングと施設環境の整備を基本戦略として、お客様に「感動」していただけるサービスを提供することで、収益基盤の強化を図るとともに、一人でも多くのお客様の健康づくりやスポーツ振興に貢献することを目指してまいります。

また、当社のスポーツクラブを地域全体の健康づくりに貢献するための拠点として活用し、国・地方自治体及び企業や健康保険組合等が推進する健康づくりの支援に全国規模で取り組んでまいります。

新業態施設については、年齢や性別、ライフスタイル、各種ニーズ特性を明確にし、限定したターゲットを対象とした魅力のある施設を展開し、新たな成長の柱となる事業の拡大に努めてまいります。

海外市場については、ベトナムでの事業基盤確立を最優先で進めるとともに、他のアジア地域における事業展開も継続して検討してまいります。

持続的に成長を可能とする組織構築のための人材確保及び育成については、従業員一人ひとりのワークライフマネジメントを可能とする施策として、女性の活躍を推進する認識の浸透、女性のキャリア形成意識の醸成、両立支援等の各種施策を推進し、多様で柔軟な働き方ができる環境づくりに積極的に取り組んでまいります。なお、女性活躍推進法における一般事業主行

動計画においては、平成30年3月31日を期限として、次の2点を目標として掲げております。

- ① 女性社員の勤続年数を男性の勤続年数と比較して0.7以上に
する
- ② 管理職（課長級以上）に占める女性割合を15%以上に
する
以上の他、引き続き、コーポレートガバナンスの更なる充実
を図り、全てのステークホルダーの「生きがい創造」に貢献で
きるよう、持続的に企業価値向上に努めてまいります。

（7）主要な事業内容

フィットネスクラブ、スイミング・テニス・ゴルフスクール
等のスポーツクラブ事業、自治体や企業等での健康づくり事業、
介護リハビリ事業、その他関連事業を主としております。

（8）主要な事業所

① 当社

本社	東京都墨田区両国二丁目10番14号
スポーツクラブ施設	直営 95クラブ 業務受託 12施設
新業態施設	12施設
リハビリ施設	13施設

② 子会社

RENAISSANCE VIETNAM INC.（ベトナム）	
スポーツクラブ施設	直営 2クラブ

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,058名	20名増

(注) 従業員数の中には、有期社員 213名、アルバイト 2,398名
(月間160時間換算)が含まれておりません。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
RENAISSANCE VIETNAM INC.	3,487,260米ドル	100%	スポーツクラブ [※] 事業 スイミングスクール事業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,180,000千円
株式会社三井住友銀行	3,060,000千円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 52,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,920,580株
(自己株式6,458,420株を除く)
- (3) 株主数 17,999名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
D I C株式会社	株 3,742,000	% 25.07
三菱地所株式会社	1,419,000	9.51
ルネサンス従業員持株会	561,200	3.76
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	384,200	2.57
斎藤 敏一	350,000	2.34
斎藤フードアンドヘルス株式会社	188,000	1.26
小見山 将治	150,000	1.00
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口5)	110,500	0.74
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口6)	108,900	0.72
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	108,200	0.72

(注) 持株比率は、自己株式(6,458,420株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
齋藤 敏一	代表取締役会長	————
吉田 正昭	代表取締役社長執行役員 全社戦略担当	————
堀田 利子	取締役専務執行役員 総務・法務担当 企業ブランド価値向上担当	————
岡本 利治	取締役常務執行役員 スポーツクラブ事業担当	————
高崎 尚樹	取締役常務執行役員 ヘルスケア事業担当 新業態・新規事業担当	————
田中 俊和	取締役常務執行役員 最高財務責任者 財務担当	————
下村 満子	取締役	————
工藤 一重	取締役	————
廣岡 和繁	常勤監査役	————
西村 正則	常勤監査役	————
虎山 邦子	監査役	————
鉢村 健	監査役	(株)アサヒセキュリティ 上席執行役員

(注1) 西村正則氏及び鉢村健氏は、平成27年6月25日開催の第33回定時株主総会において監査役に新たに選任され、就任しました。

(注2) 下村満子氏及び工藤一重氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。当社は、下村満子氏を東京

証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に基づく独立役員に指定しております。

(注3) 虎山邦子氏及び鉢村健氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。当社は、鉢村健氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に基づく独立役員に指定しております。

(注4) 工藤一重氏は、平成27年12月31日付けでDIC株式会社常務執行役員総務法務部門及びDIC川村記念美術館担当を退任しました。

(注5) 常勤監査役廣岡和繁氏は、当社において管理部門管掌役員を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(ご参考) 平成28年4月1日をもって、以下の取締役の地位及び担当等の異動がありました。

氏名	新	旧
堀田 利子	取締役副社長執行役員 総務・法務担当 企業ブランド価値向上担当	取締役専務執行役員 総務・法務担当 企業ブランド価値向上担当
岡本 利治	取締役専務執行役員 スポーツクラブ事業担当 事業支援担当	取締役常務執行役員 スポーツクラブ事業担当
高崎 尚樹	取締役専務執行役員 ヘルスケア事業担当 新業態・新規事業担当	取締役常務執行役員 ヘルスケア事業担当 新業態・新規事業担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び監査役全員と、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の額
取締役	8名	190,540千円
監査役	6名	47,400千円
合計	14名	237,940千円

(注1) 取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額56,020千円が含まれております。

(注2) 取締役の報酬限度額は、平成18年6月23日開催の第24回定時株主総会において、年額3億5千万円以内と決議いただいております。

(注3) 監査役の報酬限度額は、平成17年6月24日開催の第23回定時株主総会において、年額5千万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席の状況	発言の状況
社外取締役	下村 満子	(取締役会) 14回中12回出席	主に経営計画、営業施策案件、CSR等についての発言を行っております。
社外取締役	工藤 一重	(取締役会) 14回中14回出席	主にコンプライアンス、営業施策案件、組織戦略等についての発言を行っております。
社外監査役	虎山 邦子	(取締役会) 14回中13回出席 (監査役会) 13回中13回出席	主にコンプライアンス、リスク管理状況、営業施策案件等についての発言を行っております。
社外監査役	鉢村 健	(取締役会) 11回中10回出席 (監査役会) 10回中9回出席	主に財務状況、海外事業案件、リスク管理状況等についての発言を行っております。

④ 社外役員の報酬等の総額

	人数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額	5名	15,600千円

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	33,000千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,000千円

(注1) 当監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、過年度の監査実績、報酬の推移、職務遂行状況等を確認するとともに当事業年度の監査時間及び報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、監査品質を確保できる水準と判断し、会社法第399条第1項の同意をしました。

(注2) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注3) 当社の子会社であるRENAISSANCE VIETNAM INC. は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当する場合、又は会計監査人の適格性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合は、監査役会の決議

に基づき、会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に提案します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は、以下の通りであります。

① 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業理念、経営方針に基づく企業風土を確立するため「グループコンプライアンス行動基準」を定め、取締役、執行役員及び使用人に対して、役員研修、役職階層別研修等を継続的に計画して実施し、コンプライアンス体制の維持、向上に努める。

内部統制委員会の指揮の下、各部門担当取締役が自ら、部門内における内部統制の仕組みを構築し、実効性のある統制活動を行う。コンプライアンス上の問題が発見された場合は、内部統制委員会に直ちに報告して、迅速かつ的確な対策を講じると共に、再発防止策を決定して、関係部署に対応を指示し、実施状況の監督を行う。

業務執行ライン管理者層は、日常業務と連動して行なわれる統制活動を監督し、また、その有効性を確認する。

代表取締役社長執行役員直轄の内部統制監査室は、監査役と綿密な連携の下、「内部監査規程」及び年間計画に従い、内

部監査を実施する。内部統制監査室は、内部監査の結果を代表取締役社長執行役員、関係役員、監査役及び内部統制委員会に報告すると共に、被監査部門に対して改善事項の指摘及び指導を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役社長執行役員より任命された情報管理責任者は、「文書管理規程」に従い、取締役、執行役員の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、厳重に管理保存する。

取締役、監査役、執行役員、その他それらに指名された使用人は、必要に応じて会社情報を閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、内部統制委員会の下に設置した施設・運営安全管理小委員会、業務環境小委員会、情報セキュリティ小委員会及び財務報告内部統制小委員会を中心に、「グループコンプライアンス行動基準」に準拠した様々なリスクの認識と予防活動を推進する。

各業務執行ラインにおいては、計画－行動－評価－改善のサイクルに基づき自発的にリスクの認識と予防活動を実施する。

重大な危機が発生した場合には、代表取締役社長執行役員を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーと協議の上、迅速かつ適切な対応を行う。

リスクの認識と予防活動をより効果的に推進するため、通

常の業務報告ルートに加えて、相談窓口及び通報窓口を設け、社内の情報伝達を円滑にする。また、通報者保護のため、「内部通報者保護規程」及び「就業規則」により、通報者の匿名性の確保、不利益な取扱いの禁止、人権の保障等の十分な措置を講じる。

④ 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は、取締役会を毎月開催して、経営方針及び経営戦略に関わる重要事項を審議決定すると共に、執行役員で構成する執行会議を毎月開催して、業務執行に関わる重要事項を審議決定することにより、経営の意思決定の迅速化と、効率的な事業運営を目指す。これらの実効性を確保するために取締役会又は執行会議に諮るべき付議基準を必要に応じて見直す。

社内規程、マニュアル及びその他の社内基準書は、必要に応じて改定する。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

当社は、ルネサンス企業理念に基づき、「グループコンプライアンス行動基準」を定め、子会社（以下「グループ会社」という）の取締役及び使用人に周知徹底すると共に、次の体制を構築する。

当社は、グループ会社の取締役及び使用人から経営の執行状況について定期又は随時報告を受け、適切な指導、管理を行う。

当社は、グループ会社の業務執行者の自律的な経営を尊重しつつ、「関係会社管理規程」に基づき、必要事項及び重要な意思決定については、当社に事前に報告させ、指導する。

グループ会社は、自社にコンプライアンス・リスク管理責任者を配置する。また、当社のコンプライアンス担当部署は、グループ会社のコンプライアンス・リスク管理責任者と定期的に情報交換を行い、状況を把握し、内部統制の整備・構築に努める。

グループ会社のコンプライアンス・リスク管理責任者は、自社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を認識したときは直ちに当社に報告する。

監査役及び内部統制監査室は、グループ会社の監査を行う。

相談・通報窓口の存在及び利用方法をグループ会社に周知し、適切な運用を行う。

⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する体制

監査役がその職務を補助する専任の使用人（以下「補助使用人」という）を置くことを求めた場合は、監査役と協議の上、適材な要員を配置する。

補助使用人に対する指揮命令権は、監査役に帰属する。また、補助使用人の人事評価は監査役が行う。

補助使用人の人事異動、懲戒処分等については監査役の事前の同意を得る。

⑦ 監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人は、監査役の指示のもと、監査に必要な調査を行うことができる。

補助使用人は、監査役が必要と認めた場合に監査役に同行して重要な会議等に出席する機会を得る。

⑧ 当社グループの取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、経営に関する重要事項及び業務の執行状況について定期又は随時に監査役に報告する。

当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、会社経営に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見又は認識した場合は直ちに監査役に報告する。

監査役は、いつでも必要に応じて、当社グループの取締役、執行役員及び使用人に対して報告を求めることができる。

⑨ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査役に報告を行った当社グループの取締役、執行役員及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として、解雇、降格等の懲戒処分や、配置転換等の人事上の措置その他一切の不利益な取扱いを行わない。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務遂行について生じる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、当該監査役の職務遂行に必要でないと認められた場合を除き、これに応じ、速やかに当該費用又は債務を支弁する。

⑪ その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

内部統制監査室は、監査役にその監査活動の状況と結果について遅滞なく報告する。

監査役は、内部統制監査室に必要な応じて内部監査を実施することを要請できるものとし、その方法については内部統制監査室と協議の上定める。

監査役は、効果的な監査業務遂行のため、代表取締役及び会計監査人と定期又は随時に意見交換を行う。

⑫ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法及び社内規程等に従うと共に、各国・各地域の法令等に準拠して、システムの整備・構築を行う。また、その有効性の継続的な評価、必要な是正を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記の体制により、内部統制システムの整備・運用を進めており、当事業年度の運用状況は、以下の通りです。

① 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (i) コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務遂行を行う環境を整備するため、また、「グループコンプライアンス行動基準」をより周知させるために、取締役、執行役員及び使用人に対して研修を実施し、その遵守に関する「誓約書」を受領しました。
- (ii) 内部統制委員会を四半期毎に4回開催し、業務執行ラインの統制活動をモニタリングするとともに、その有効性を確認しました。
- (iii) 内部統制監査室が内部監査を実施し、その結果を代表取締役、関係役員及び監査役並びに内部統制委員会へ報告しました。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に基づき、株主総会及び取締役会の議事録並びに稟議書等の重要文書について、厳重に管理保存しています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) 内部統制委員会の下に設置した施設・運営安全管理小委員会、業務環境小委員会、情報セキュリティ小委員会及

び財務報告内部統制小委員会において、各業務執行ラインにおける様々なリスクの認識、課題の抽出、予防・再発防止策を実施し、その状況を内部統制委員会に報告しました。

- (ii) 相談窓口及び通報窓口を活用して、問題の解決を図るとともに予防活動をより効果的に行っています。

④ 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- (i) 毎月の定例取締役会を12回、また、臨時取締役会を2回（計14回）開催し、「取締役会付議事項規程」に基づいて、経営に関する重要事項の審議を行いました。
- (ii) 社内規程については、必要に応じて、適宜、改定を行い、適切かつ円滑な組織運営に努めました。なお、当事業年度においては、27回の規程改定を実施しました。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (i) 「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社の業績については、当社の所管部署が、定期的に当社の取締役会に報告しています。
- (ii) グループ会社の重要な意思決定については、当社の取締役会にて決議しています。
- (iii) グループ会社のコンプライアンス体制の構築やリスク管理については随時、グループ会社の役員及びコンプライアンス・リスク管理責任者と当社の所管部署が連携し、適切な対応を行っています。

(iv) 監査役及び内部統制監査室が、それぞれ2回、グループ会社の監査（往査）を実施し、その経営状態、内部統制状況及び各クラブの運営状況等を確認しました。

⑥ 監査役がその補助使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する体制

(i) 当事業年度においては、監査役の求めに応じて、その補助すべき使用人を配置しました。

(ii) 監査役の補助使用人に対する指揮命令権及び人事評価権が監査役に帰属すること等を定め、補助使用人の取締役からの独立性に関する体制を確保しています。

⑦ 監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(i) 監査役の補助使用人は、監査に必要な業務を適切に行っています。

(ii) 監査役が必要と認めた場合、その補助使用人は、重要な会議等に出席しています。

⑧ 当社グループの取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(i) 取締役、執行役員及び使用人は、経営に関する重要事項及び業務の執行状況について、監査役が出席する取締役会、その他重要な会議において、また、必要に応じて適宜、監査役に報告しています。

- (ii) 取締役、執行役員及び使用人は、会社経営に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見又は認識した場合は、直ちに監査役へ報告できる体制を整え、実行しています。

⑨ **監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とした不利な取扱いはしておりません。

⑩ **監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払い、償還の手続きその他の費用又は債務の処理は、監査役 of 求めに応じて、速やかに当該費用又は償還を支弁する体制をとっています。

⑪ **その他監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- (i) 内部統制監査室は、その活動状況について、定期的にまた、随時、監査役への報告を行っています。
- (ii) 内部統制監査室は、監査役 of 求めに応じて情報収集に努め、必要に応じて内部監査を実施する体制を整えています。
- (iii) 監査役は、代表取締役と1回、また、会計監査人と四半期毎に4回、その他必要に応じて適宜、意見交換を行いました。

- (iv) 監査役は、本社部門とクラブの監査を行い、また内部統制監査室のクラブ往査に同行し、内部統制状況を確認しました。

⑫ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

内部統制委員会の財務報告内部統制小委員会において、財務報告の信頼性と適正性に関するモニタリングを行い、その結果を内部統制委員会に報告しました。

⑬ 反社会的勢力を排除するための体制

「グループコンプライアンス行動基準」に関する研修、また、反社会的勢力の排除に関する教育を行い、取締役、執行役員及び使用人に周知徹底しました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上の重要な施策の一つとして位置付けております。当社は、将来における安定的な企業成長と事業環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

なお、当事業年度につきましては、平成27年5月11日に公表しましたとおり、期末配当として1株当たり15.0円を実施し、中間配当10.0円と合わせて、年間配当は1株当たり25.0円とします。

- (注1) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- (注2) 本事業報告中の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

平成28年3月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,068,443	流動負債	9,206,516
現金及び預金	1,002,546	支払手形及び買掛金	194,046
売掛金	1,012,790	短期借入金	1,300,000
商品	200,220	1年内返済予定の長期借入金	2,165,000
貯蔵品	90,312	リース債務	283,514
繰延税金資産	441,090	未払金	1,393,409
その他	1,331,615	未払法人税等	735,446
貸倒引当金	△10,131	賞与引当金	835,920
		役員賞与引当金	56,020
固定資産	26,596,876	資産除去債務	44,466
(有形固定資産)	15,726,806	その他	2,198,692
建物及び構築物	6,879,226	固定負債	13,738,209
機械装置	620,250	長期借入金	5,610,000
工具、器具及び備品	855,119	リース債務	5,965,801
土地	1,258,345	退職給付に係る負債	532,088
リース資産	6,039,628	資産除去債務	903,546
建設仮勘定	74,235	その他	726,773
(無形固定資産)	917,504	負債合計	22,944,725
のれん	178,949	純資産の部	
その他	738,555	株主資本	7,719,155
(投資その他の資産)	9,952,565	資本金	2,210,380
投資有価証券	12,026	資本剰余金	2,756,974
長期貸付金	1,139,889	利益剰余金	8,247,801
敷金及び保証金	8,174,563	自己株式	△5,495,999
繰延税金資産	325,861	その他の包括利益累計額	1,438
その他	300,224	その他有価証券評価差額金	2,796
		為替換算調整勘定	15,175
		退職給付に係る調整累計額	△16,533
資産合計	30,665,320	純資産合計	7,720,594
		負債・純資産合計	30,665,320

連結損益計算書

(自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		43,480,482
売上原価		38,270,313
売上総利益		5,210,168
販売費及び一般管理費		2,024,098
営業利益		3,186,070
営業外収益		
受取利息及び配当金	27,645	
受取手数料	117,011	
その他	40,283	184,940
営業外費用		
支払利息	293,363	
為替差損	108,814	
その他	36,448	438,626
経常利益		2,932,385
特別損失		
固定資産除却損	34,818	
減損損失	143,421	
店舗閉鎖損失	65,332	
損害補償損失	25,564	
その他	1,636	270,773
税金等調整前当期純利益		2,661,611
法人税、住民税及び事業税	1,134,609	
法人税等調整額	△5,976	1,128,633
当期純利益		1,532,978
親会社株主に帰属する当期純利益		1,532,978

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年 4月 1日)
(至 平成28年 3月 31日)

(単位：千円)

項目	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成27年 4月 1日 残高	2,210,380	2,756,974	7,162,441	△5,495,940	6,633,855
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△447,618	—	△447,618
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	1,532,978	—	1,532,978
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△59	△59
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,085,359	△59	1,085,300
平成28年 3月 31日 残高	2,210,380	2,756,974	8,247,801	△5,495,999	7,719,155

項目	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
平成27年 4月 1日 残高	1,817	3,466	△21,830	△16,546	6,617,308
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△447,618
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	—	—	1,532,978
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	△59
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	978	11,709	5,297	17,985	17,985
連結会計年度中の変動額合計	978	11,709	5,297	17,985	1,103,285
平成28年 3月 31日 残高	2,796	15,175	△16,533	1,438	7,720,594

貸借対照表

平成28年3月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,786,712	流動負債	9,216,942
現金及び預金	694,302	支払手形	148,893
売掛金	1,007,759	買掛金	45,152
商品	200,220	短期借入金	1,300,000
貯蔵品	90,312	1年内返済予定の長期借入金	2,165,000
前払費用	846,484	リース負債	283,514
繰延税金資産	441,090	未払消費税等	1,381,294
その他	516,673	未払法人税等	956,249
貸倒引当金	△10,131	未払消費税	735,446
		前受り	284,395
		前受り	388,715
		賞与引当金	147,588
固定資産	27,094,880	役員賞与引当金	29,898
(有形固定資産)	14,944,478	資産除去損	835,920
建物	6,059,711	設備関係の未払金	56,020
構築物	243,386	設備関係の未払金	44,466
機械及び装置	527,046	長期借入金	259,664
工具、器具及び備品	742,125	長期借入金	132,052
土地	1,258,345	長期借入金	22,668
リース資産	6,039,628	固定負債	13,714,385
建設仮勘定	74,235	長期借入金	5,610,000
(無形固定資産)	915,482	長期借入金	5,965,801
のれん	178,949	長期前受り	378,979
借地権	203,210	退職給付引当金	17,983
ソフトウェア	501,757	退職給付引当金	508,264
その他	31,565	長期前受り保証	303,546
(投資その他の資産)	11,234,920	長期前受りの保証	328,097
投資有価証券	6,243		1,713
関係会社株式	393,508	負債合計	22,931,327
長期貸付金	2,061,979		
敷金及び保証金	8,154,393	純資産の部	
店舗賃借仮勘定	37,595	株主資本	7,947,468
長期前払費用	239,099	(資本金)	2,210,380
繰延税金資産	318,570	(資本剰余金)	2,756,974
その他	23,530	資本準備金	2,146,804
		その他資本剰余金	610,170
		(利益剰余金)	8,476,114
		利益準備金	69,375
		その他利益剰余金	8,406,739
		繰越利益剰余金	8,406,739
		(自己株式)	△5,495,999
		評価・換算差額等	2,796
		(その他有価証券評価差額金)	2,796
		純資産合計	7,950,265
資産合計	30,881,593	負債・純資産合計	30,881,593

損 益 計 算 書

(自 平成27年 4月 1日)
(至 平成28年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		
フ イ ッ ト ネ ス 売 上 高	40,694,115	
商 品 売 上 高	1,194,164	
そ の 他 の 営 業 収 入	1,543,487	43,431,767
売上原価		38,107,159
売上総利益		5,324,608
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,989,992
営業利益		3,334,615
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	37,526	
受 取 手 数 料	117,011	
そ の 他	40,071	194,610
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	293,363	
為 替 差 損	86,429	
そ の 他	35,849	415,642
経常利益		3,113,583
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	30,615	
減 損 損 失	143,421	
店 舗 閉 鎖 損 失	65,332	
損 害 補 償 損 失	25,564	
そ の 他	1,636	266,570
税 引 前 当 期 純 利 益		2,847,012
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,134,609	
法 人 税 等 調 整 額	△5,976	1,128,633
当 期 純 利 益		1,718,379

株主資本等変動計算書

(自 平成27年 4月 1日)
(至 平成28年 3月 31日)

(単位：千円)

項目	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
平成27年 4月 1日 残高	2,210,380	2,146,804	610,170	2,756,974	69,375	7,135,978	7,205,353
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△447,618	△447,618
当期純利益	—	—	—	—	—	1,718,379	1,718,379
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	1,270,760	1,270,760
平成28年 3月 31日 残高	2,210,380	2,146,804	610,170	2,756,974	69,375	8,406,739	8,476,114

項目	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
平成27年 4月 1日 残高	△5,495,940	6,676,766	1,817	6,678,584
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	△447,618	—	△447,618
当期純利益	—	1,718,379	—	1,718,379
自己株式の取得	△59	△59	—	△59
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額(純額)	—	—	978	978
事業年度中の変動額合計	△59	1,270,701	978	1,271,680
平成28年 3月 31日 残高	△5,495,999	7,947,468	2,796	7,950,265

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社ルネサンス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北方 宏 樹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木村 彰 夫 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ルネサンスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ルネサンス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社ルネサンス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北方 宏 樹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木村 彰 夫 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ルネサンスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部統制監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 会社法に定める内部統制システムの整備に関する取締役会の決議の内容並びにその構築及び運用の状況について、取締役及び使用人等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、企業集団における内部統制システムについては、必要に応じて子会社の取締役及び使用人からもその構築及び運用の状況について報告を受け、説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立した立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を企業会計審議会制定の「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

株式会社ルネサンス 監査役会

常勤監査役 廣岡 和 繁 ㊟

常勤監査役 西村 正 則 ㊟

社外監査役 虎山 邦 子 ㊟

社外監査役 鉢村 健 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものがあります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

さい とう とし かず	所有する当社の株式数 350,000 株
1. 齋藤 敏一 (昭和19年6月18日生)	
【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】 昭和42年4月 大日本インキ化学工業(株)（現：DIC(株)）入社 昭和61年6月 当社取締役 平成2年6月 当社常務取締役営業本部長 平成4年6月 当社代表取締役社長 平成16年6月 当社代表取締役社長執行役員 平成20年4月 当社代表取締役会長執行役員 平成23年4月 当社代表取締役会長（現任）	
【取締役候補者とした理由】 当社事業を企画し、昭和54年に創業した後、平成4年に当社の代表取締役に就任以来、経営の舵取りを行っております。フィットネス業界における豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。	
よし だ まさ あき	所有する当社の株式数 8,100 株
2. 吉田 正昭 (昭和31年7月13日生)	
【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】 昭和54年4月 (株)ピープル（現：(株)コナミスポーツクラブ）入社 平成17年6月 当社取締役執行役員営業副本部長 平成18年4月 当社取締役常務執行役員営業副本部長 平成19年4月 当社取締役常務執行役員営業本部長 平成21年6月 当社取締役専務執行役員営業本部長 平成23年4月 当社代表取締役社長執行役員 平成27年4月 当社代表取締役社長執行役員全社戦略担当（現任）	
【取締役候補者とした理由】 入社以来、スポーツクラブ事業の営業部門における要職を歴任し、平成23年からは、業務執行の最高責任者である代表取締役社長執行役員を務めており、豊富な業務経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。	

ほつ た とし こ	所有する当社の株式数
3. 堀田 利子 (昭和29年9月27日生)	48,000 株
【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】	
昭和50年4月	三井不動産(株)入社
平成14年6月	当社取締役営業サポート本部長
平成16年6月	当社取締役常務執行役員営業本部長
平成17年6月	当社取締役専務執行役員営業部門管掌兼営業本部長
平成21年6月	当社取締役専務執行役員総務人事本部長
平成24年7月	当社取締役専務執行役員総務人事本部長兼CSR推進担当
平成27年4月	当社取締役専務執行役員総務・法務担当 企業ブランド価値向上担当
平成28年4月	当社取締役副社長執行役員総務・法務担当 企業ブランド価値向上担当 (現任)
【取締役候補者とした理由】	
<p>営業及び管理部門における要職を歴任し、現在では、総務・法務担当 企業ブランド価値向上担当として、総務法務部門及びパブリックリレーション部門の統括にあっております。当社業務全般において豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	
おか もと とし はる	所有する当社の株式数
4. 岡本 利治 (昭和32年7月16日生)	6,100 株
【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】	
昭和55年4月	(株)福岡春日ローンテニスクラブ入社
平成20年6月	当社取締役執行役員営業副本部長兼営業管理部長
平成23年4月	当社取締役常務執行役員営業本部長
平成24年4月	当社取締役常務執行役員 スポーツクラブ事業本部長兼事業サポート本部長
平成25年4月	当社取締役常務執行役員 スポーツクラブ事業本部長兼事業企画本部長
平成27年4月	当社取締役常務執行役員スポーツクラブ事業担当
平成28年4月	当社取締役専務執行役員スポーツクラブ事業担当 事業支援担当 (現任)
【取締役候補者とした理由】	
<p>スポーツクラブ事業の営業部門における要職を歴任し、現在では、スポーツクラブ事業担当及び事業支援担当として営業全般の運営を指揮する立場におります。当社営業全般において豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	

5. 高崎 尚樹

(昭和35年7月26日生)

6,600株

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

昭和60年7月 (株)ダイエーレジヤード入社
 平成20年6月 当社取締役執行役員営業副本部長
 平成20年10月 当社取締役執行役員ヘルスケア事業本部長
 兼ヘルスケア企画部長
 平成21年7月 当社取締役執行役員ヘルスケア事業本部長
 平成23年4月 当社取締役常務執行役員ヘルスケア事業本部長
 平成27年4月 当社取締役常務執行役員ヘルスケア事業担当
 新業態・新規事業担当
 平成28年4月 当社取締役専務執行役員ヘルスケア事業担当
 新業態・新規事業担当 (現任)

【取締役候補者とした理由】

入社以来、スポーツクラブ事業及びヘルスケア事業における要職を歴任し、現在では、ヘルスケア事業及び新規事業開発の統括にあたっております。当社事業全般において豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

(社外取締役候補者)

しも むら みつ こ

所有する当社の株式数

6. 下村 満子

(昭和13年6月17日生)

22,700株

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

昭和40年10月 (株)朝日新聞社入社
昭和55年5月 同社ニューヨーク特派員
昭和62年9月 ハーバード大学ニーマン特別研究員
平成2年5月 (株)朝日新聞社「朝日ジャーナル」編集長
平成7年5月 健康事業総合財団[東京顕微鏡院]理事長
平成10年5月 (財)資生堂社会福祉事業財団
(現:(公財)資生堂社会福祉事業財団) 評議員 (現任)
(財)日航財団 (現:(公財)JAL財団) 評議員 (現任)
平成12年4月 福島県男女共生センター女と男の未来館 館長
平成13年6月 (財)舞台芸術センター (現:(一財)舞台芸術センター)
評議員 (現任)
平成15年2月 医療法人社団「こころとからだの元氣プラザ」理事長
平成15年4月 経済同友会副代表幹事
平成16年6月 当社取締役 (現任)
平成17年9月 医療法人財団 花椿会 理事 (現任)
東日本高速道路(株)コンプライアンス委員会委員 (現任)
平成19年4月 経済同友会幹事
平成19年5月 健康事業総合財団[東京顕微鏡院]特別顧問 (現任)
平成20年2月 (財)文字活字文化推進機構評議委員 (現任)
平成23年4月 「下村満子の生き方塾」塾長 (現任)
「盛和塾」理事 (現任)
平成25年12月 (社)チームスマイル理事 (現任)
平成27年1月 ボーン上田国際記者賞選考委員 (現任)
平成27年2月 「盛和塾福島」最高特別顧問 (現任)

【社外取締役候補者とした理由】

マスコミ、医療及び経済界と多方面で活躍されてきた同氏の経験や見識を、当社経営の監督及びチェック機能の一層の充実のため、活かしていただくことを期待したためであります。なお、同氏は、健康事業総合財団[東京顕微鏡院]理事長及び医療法人社団「こころとからだの元氣プラザ」理事長等を歴任するなど、経験、見識が豊富であり、当社の論理に捉われず、企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を行っていただけるものと判断いたしました。

※（社外取締役候補者）

なか ふじ まさ や
7. 中藤 正哉

（昭和36年12月20日生）

所有する当社の株式数
 〇株

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

昭和59年4月 (株)富士銀行（現：(株)みずほ銀行）入行
 平成14年4月 みずほ証券(株) 経営企画グループ企画部シニアマネージャー
 平成18年4月 同社 市場営業グループ 統括部長
 平成20年6月 同社 金融市場グループ副グループ長
 平成21年5月 (株)みずほコーポレート銀行（現：(株)みずほ銀行）
 兜町証券営業部長
 平成23年4月 同行 執行役員営業第十一部長
 平成25年4月 DIC(株) 執行役員海外営業管理部長
 平成27年1月 同社 執行役員経営企画部長（現任）

【社外取締役候補者とした理由】

上記略歴のとおり、金融機関における経営企画部門マネージャーや営業部門の執行役員を務めたことにより培われた企業経営に関する豊富な経験とともに、海外事業の管理に関する見識を当社経営の監督及びチェック機能の一層の充実のため、活かしていただくことを期待したためであります。

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 当社は、下村満子氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に基づく独立役員に指定しております。
 4. 下村満子氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって12年となります。
 5. 下村満子、中藤正哉の両氏は、当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
 6. 下村満子、中藤正哉の両氏は、当社の親会社等ではなく、また過去5年間に当社の親会社等であったこともありません。
 7. 下村満子、中藤正哉の両氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
 8. 下村満子、中藤正哉の両氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。

9. 下村満子、中藤正哉の両氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
10. 下村満子、中藤正哉の両氏は、過去2年間に当社が合併等により当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
11. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、下村満子氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏はその任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。なお、下村満子氏の再任が承認された場合、当社は、同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
また、中藤正哉氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役 廣岡和繁、虎山邦子の2名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

※	
た なか とし かず 1. 田中 俊和 (昭和32年1月7日生)	所有する当社の株式数 4,500株
【略歴、地位及び重要な兼職の状況】 昭和55年4月 大日本インキ化学工業(株)(現:DIC(株))入社 平成23年6月 当社取締役執行役員最高財務責任者兼財務本部長 平成24年4月 当社取締役常務執行役員最高財務責任者兼財務本部長 平成27年4月 当社取締役常務執行役員最高財務責任者財務担当(現任)	
【監査役候補者とした理由】 最高財務責任者として経営陣の一角を担い、経理・財務業務を統括しており、会計分野における専門知識を有し、また当社の実情に通じ、適正な監査を行う能力を有したものととして、当社の監査業務に貢献していただけると判断したためであります。	
※(社外監査役候補者)	
いく た み や こ 2. 生田 美弥子 (昭和41年8月4日生)	所有する当社の株式数 0株
【略歴、地位及び重要な兼職の状況】 平成6年11月 フランス、パリ弁護士会弁護士登録 Ngo, Miguèrès & Associés法律事務所 フランスパリオフィス、ベトナムハノイオフィス勤務 平成13年1月 米国ニューヨーク州弁護士登録 Hughes Hubbard & Reed LLP 米国ニューヨークオフィス勤務 平成22年12月 第二東京弁護士会弁護士登録 平成24年5月 弁護士法人北浜法律事務所東京事務所勤務(現任) 平成26年10月 独立行政法人環境再生保全機構非常勤監事(現任)	
【社外監査役候補者とした理由】 日本のみならず米国及び仏国における弁護士資格を有しており、東南アジアを中心とした豊富な国際経験及び知識等を当社の経営監視体制の一層の充実のために活かし、客観的な立場で、当社の監査業務に貢献していただけると判断したためであります。なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士という専門的見地と豊富な経験を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。	

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 生田美弥子氏が社外監査役に就任した場合、同氏は東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に基づく独立役員となる予定です。
 4. 生田美弥子氏は、当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
 5. 生田美弥子氏は、当社の親会社等ではなく、また過去5年間に当社の親会社等であったこともありません。
 6. 生田美弥子氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
 7. 生田美弥子氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 8. 生田美弥子氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 9. 生田美弥子氏は、過去2年間に合併等により当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
 10. 社外監査役との責任限定契約について
田中俊和氏及び生田美弥子氏が選任された場合、当社は、両氏との間で責任限定契約の締結を予定しております。
その契約の内容の概要は、監査役がその任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、その選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

(社外監査役候補者)	
<small>つち や しゅう じ</small> 土屋 詔二 (昭和19年8月8日生)	所有する当社の株式数 100株
【略歴、地位及び重要な兼職の状況】	
平成12年7月 (株)シード取締役 平成14年3月 (株)アイティ・イニシアティブ取締役 平成21年6月 (株)エーエムテクノロジー取締役 平成22年4月 学校法人エヌ・アイ・エス学園理事 (現任) 平成22年9月 (株)エスオーエスジャパン顧問 (現任) 平成23年6月 (株)エーエムテクノロジー顧問	
【社外監査役候補者とした理由】	
企業経営における幅広い知識と豊富な経験を当社の監査業務に貢献いただけると判断したためであります。	

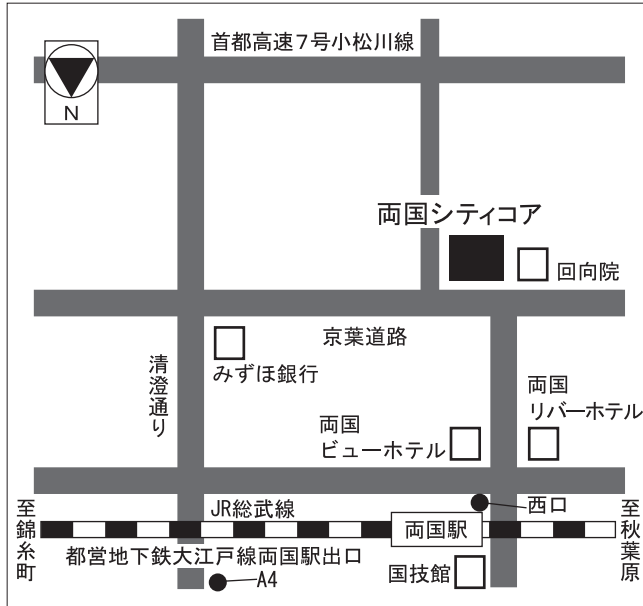
- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 土屋詔二氏は、当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
3. 土屋詔二氏は、当社の親会社等ではなく、また過去5年間に当社の親会社等であったこともありません。
4. 土屋詔二氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
5. 土屋詔二氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。

6. 土屋詔二氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
7. 土屋詔二氏は、過去2年間に当社が合併等により当社権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
8. 補欠監査役との責任限定契約について
土屋詔二氏が社外監査役に就任された場合、当社は、同氏との間で、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都墨田区両国二丁目10番14号
両国シティコア
当社 3階会議室
電話 03 (5600) 5411



交 通 JR総武線 両国駅西口より徒歩約3分
都営地下鉄大江戸線 両国駅A4出口より徒歩約10分

お願い 駐車場のご用意はいたしていませんので、
お車でのご来場はご遠慮くださいますよう
お願い申し上げます。